

【参考】種別(品種)の区分について。(父牛と母牛の種別区分の整理)

本表の数字は、届出(報告)の際、種別コードと一致していますので活用してください。

区 分		肉 専 用 種						乳 用 種			※	
種別番号		4	5	6	7	8	10	11	1	2	12	3
母の種別	父の種別	黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	ホルスタイン種	ジャージー種	乳用種	交雑種
	肉専用種	4 黒毛和種	4	8	10	10	8	10	11	3	3	3
5 褐毛和種		8	5	10	10	8	10	11	3	3	3	11
6 日本短角種		10	10	6	10	10	10	11	3	3	3	11
7 無角和種		10	10	10	7	10	10	11	3	3	3	11
8 黒毛×褐毛		8	8	10	10	8	10	11	3	3	3	11
10 和牛間交雑種		10	10	10	10	10	10	11	3	3	3	11
11 肉専用種		11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11
乳用種	1 ホルスタイン種	3	3	3	3	3	3	3	1	12	12	3
	2 ジャージー種	3	3	3	3	3	3	3	12	2	12	3
	12 乳用種	3	3	3	3	3	3	3	12	12	12	3
※	3 交雑種	11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11

※は乳用種×肉専用種(F1)

【種別の判定基準】(局長通知第3の1の(4))

- 肉専用種及び乳用種の区分の中で、更に品種等の届出を行う場合は、次のような種別を証明する書類が発行されているか、もしくは発行が見込まれることが必要となります。

【例】

種別を証する書類	主な証明書等の発行機関など
子牛登記証明書	(社)全国和牛登録協会 (社)日本あか牛登録協会 (社)日本短角種登録協会
交雑証明書	(社)熊本県畜産協会 (褐毛和種と黒毛和種との交配を証明するために発行したもの)
登録証明書	(社)日本ホルスタイン登録協会 日本ジャージー登録協会 (社)全国和牛登録協会 (社)日本あか牛登録協会 (社)日本短角種登録協会 (社)北海道酪農畜産協会
授精証明書	○ 獣医師又は家畜人工授精師が家畜人口授精用精液の注入を受けた雌牛の飼養者に対して交付したもの
種付証明書	○ 種雄牛の飼養者が自然種付けをした雌牛の飼養者に対して交付したもの
体内・体外受精卵移植証明書	○ 獣医師又は家畜人工授精師が家畜体内・体外受精卵の移植を受けた雌牛の飼養者に対して交付したもの

- ホルスタイン種については、該当する書類がない場合は、以下のすべての要件を満たしているか判断してください。
 - ① 腹部及び尾房が白色であること
 - ② 四肢の全ての蹄冠部が黒毛又は赤毛が取り巻いていないこと